定　款

第１４版

２０１８年5月２７日改定
認証決定日（　2019年3月22日）

特定非営利活動法人　市民ユニットりぼん

特定非営利活動法人 市民ユニットりぼん 定款

第１章　総 則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人市民ユニットりぼん（通称ＮＰＯ市民ユニットりぼん）という。ただし、登記上はこれを特定非営利活動法人市民ユニットりぼんと表示する。

（事務所）
第２条　この法人は、事務所を東京都八王子市に置く。

（目的）
第３条　この法人は、市民によるたすけあいの理念に基づき、高齢者・障害者・子育て支援等の活動を行い、自らの生活を主体的に決定する市民自治によるまちづくりと地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条 この法人は、第３条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。
（１）保健、医療又は福祉の増進を図る活動
（２）まちづくりの推進を図る活動
（３）男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
（４）子どもの健全育成を図る活動

（事業の種類）
第５条 この法人は、第３条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。
（１） 在宅自立援助に関する事業
（２） 介護保険居宅介護支援事業
（３） 介護保険予防居宅介護支援事業委託
（４） 認定調査委託
（５） 介護保険訪問介護事業
（６） 介護保険通所介護事業
（７） 介護保険予防訪問介護事業
（８） 介護保険予防通所介護事業
（９） 障害福祉サービス事業
(10) 地域生活支援事業及び移動支援事業
(11) 地域多世代交流事業
(12) 介護保険法に基づく地域支援事業
(13) その他法人の目的を達成するために必要な事業

第２章　会　員

（会員の種別）
第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」と

いう。）上の社員とする。
（１）正会員　　本会の目的に賛同して入会した個人
（２）賛助会員　本会の目的に賛同し、本会を賛助する意思をもって入会した個人および団体

（入会）
第７条　正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を代表理事に提出するものとする。
２ 代表理事は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
３ 代表理事は第１項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）
第８条　正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第９条　正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
（１）退会届の提出をしたとき
（２）本人が死亡したとき
（３）継続して２年以上年会費を滞納したとき
（４）除名されたとき

（退会）
第１０条 正会員は、代表理事が別に定める退会届けを代表理事に提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第１１条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
（１）この定款等に違反したとき
（２）この法人の名誉を傷つけ、または、目的に反する行為をしたとき
２ 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（入会金及び会費の不返還）
第１２条　すでに納入した入会金、会費は、返還しない。

第３章　役 員

（種別および定数）
第１３条　この法人に次の役員を置く。
（１）理事３人以上
（２）監事１人以上
２ 理事の内、１人を代表理事、２人以内を副代表理事とする。

（選任等）
第１４条　理事および監事は、総会において選任する。
２ 代表理事および副代表理事は、理事会において理事の互選とする。
３ 法第２０条各号のいずれかに該当する者は本会の役員になることができない。
４ 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）
第１５条　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業を執行する。
２ 代表理事はこの法人を代表し、その業務を統括して管理する。
３ 副代表理事は代表理事を補佐して業務を掌理し、代表理事に事故があるとき、または代表理事が欠けたときは、理事会においてあらかじめ、定めた順序によりその職務を代行する。
４ 監事は、次に掲げる職務を行なう。
（１）理事の業務執行の状況を監査すること。
（２）本会の財産の状況を監査すること。
（３）前２号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
（４）前告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
（５）理事の業務執行状況またはこの法人の財産状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）
第１６条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２ 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
３ 補欠のためまたは増員により就任した役員の任期は、それぞれ前任者の任期の残存期間とする。
４ 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

（解任）
第１７条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決によりこれを解任することができる。
（１）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
（２）職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき
２ 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）
第１８条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲で報酬を受けることができる。
２ 役員には、その職務を執行するために要した費用等を弁償することができる。
３ 前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て代表理事が別に定める。

第4章　会　議

（種別）
第１９条　この法人の会議は、総会および理事会の２種とする。
２ 総会は、通常総会および臨時総会とする。

（総会の構成）
第２０条　総会は正会員をもって構成する。

（総会の権能）
第２１条　総会は以下の事項について議決する。
（１）定款の変更

（２）事業計画及び予算の承認ならびにその変更
（３）役員の選任又は解任、職務及び報酬
（４）事業報告および決算の承認
（５）入会金及び会費の額
（６）会員の除名
（７）合併及び解散
（８）解散した場合の残余財産の処分
（９）その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

（総会の開催）
第２２条　通常総会は、毎年１回開催する。
２ 臨時総会は、次に揚げる場合に開催する。
（１）理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
（２）正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
（３）監事が第１５条第４項第４号の規定に基づいて招集するとき

（総会の招集）
第２３条　総会は前条第２項第３号の場合を除いて、代表理事が招集する。
２ 代表理事は、前条第２項第１号および第２号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集する場合は、日時、場所、会議の目的、会議の内容を示した招集案内を開催日の１週間前までに通知を発しなくてはならない。

（総会の議長）
第２４条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）
第２５条　総会は、正会員数の過半数が出席した場合に成立することとする。

（総会の議決）
第２６条　総会における議決事項は、第２３条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２ 総会の議決は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

（総会での表決権等）
第２７条　各正会員の表決権は平等なものとする。
２ やむを得ない理由により総会に出席しない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３ 前項の規定により表決した正会員は、25 条、26 条および次条第１項の規定の適用については出席したものとみなす。
４ 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）
第２８条　総会の議事録においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）日時および場所
（２）正会員の現在数
（３）出席した正会員の数

（４）審議事項
（５）議事の経過の概要と議決の結果
（６）議事録署名人の選任に関する事項
２ 議事録には、議長および出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名しなければならない。

（理事会の構成）
第２９条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会の権能）
第３０条　理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
（１）総会に付議すべき事項
（２）総会の議決した事項の執行に関する事項
（３）その他この法人の運営に関する必要な事項

（理事会の開催）
第３１条　理事会は、次に揚げる場合に開催する。
（１）代表理事が必要と認めたとき。
（２）理事総数の３分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

（理事会の議決）
第３２条　理事会における議決事項は、あらかじめ通知した事項及び理事会が審議が必要と認めた事項とする。
２ 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（理事会の招集、議長、表決権等、議事録）
第３３条　理事会の招集、議長、定足数、表決権、議事録など理事会の運営方法については理事会が定める別の規則に委任する。

第５章　資　産

（構成）
第３４条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
（１）設立当初の財産目録に記載された資産
（２）会費及び入会金
（３）寄付金品
（４）財産から生じる収益
（５）事業に伴う収益
（６）その他の収益

（管　理）
第３５条　この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（経費の支弁）
第３６条　この法人の経費は、資産をもって支弁する。

第６章　会　計

（会計の原則）

第３７条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行なわなければならない。

（事業年度）

第３８条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）

第３９条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、当該事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

２　前項の規定による理事会の議決を得た事業計画及び予算は、当該事業年度中の通常総会で承認を得なければならない。

３　当該総会は、報告を受けた事業計画および予算の変更を議決できる。変更の議決が行なわれた場合、理事会は速やかにその議決に基づいて事業計画および予算を変更しなければならない。

４　前項を除くもののほか、事業計画および予算の変更は理事会の議決を経て行なうことができる。

５　理事会は、事業年度中に事業計画および予算を変更した場合は、当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

（事業報告および決算）

第４０条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、代表理事が毎事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査および理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

２　前項の監事の監査を経た事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書は、前事業年度の役員の名簿、役員のうち前年に報償を受けた者の名簿、社員のうち１０人以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後３カ月以内に所轄庁に提出しなければならない。

３　決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第７章　定款の変更、解散および合併

（定款の変更）

第４１条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の３分の２以上の多数による議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する事項については所轄庁の認証を得なければならない。

２　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第４２条　この法人は次に掲げる事由により解散する。

（１）総会の議決

（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）正会員の欠亡

（４）合併

（５）破産手続開始の決定

（６）所轄庁による設立の認証の取り消し

２　前項第１号の事由により本会が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（清算人の選任）
第４３条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く。

（残余財産の帰属）
第４４条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、類似する目的を持つ特定非営利活動法人のうちから、総会で議決した者に譲渡するものとする。

（合併）
第４５条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第８章　公告の方法

（公告の方法）
第４６条 この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行なう。ただし、法第 28 条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第９章　事務局

（事務局の設置）
第４７条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
２ 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）
第４８条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

（組織及び運営）
第４９条 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第１０章　雑則

（細　則）
第５０条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附　則

１ この定款は、この法人の成立の日から施行する。
２ この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
３ この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定に係らず、この法人の成立の日から 2001 年度通常総会までとする。
４ この法人の設立当初の事業年度は、第３８条の規定に係らず、この法人の成立の日から 2000 年３月３１日までとする。
５ この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第３９条の規定に係らず、設立総会の定めるところによる。
６ この法人の設立当初の会費は、第８条の規定に係らず次に掲げる額とする。
（１）年会費　３０００ 円

入会金　　０円

別　表　　設立当初の役員

役職名	氏名
代表理事	大森　一美
副代表理事	花岡　妙子
副代表理事	嶺　　学
理事	鈴木　真砂子
同	森元　日呂美
同	小川　真由美
同	稲田　広子
監事	海老名　邦彦